

2020年2月

「アメリカ法における上場企業の政治献金に関する情報開示規制」

第7期 客員研究員

平成国際大学法学部 専任講師

林孝宗

要約

本稿は、上場企業の政治献金に関する情報開示規制について、アメリカ連邦証券諸法の制度を参考に検討した。本稿では、先ず、アメリカ政治における企業の政治献金を概観し、アメリカの企業文化の変化と Super PAC の出現によって、企業の政治献金が拡大傾向にあることを述べた。そして、企業の政治献金に関する情報開示が議論されるようになった要因として、アメリカ証券市場における機関投資家の影響力の拡大と社会的責任投資の普及があることを明らかにした。特に、1980年代に入ると、一部の機関投資家が投資先の上場企業のコーポレートガバナンスに積極的に関与するようになり、SEC 規則 14a-8 による株主提案権によって、政治献金に関する情報開示を求めるようになったことを指摘した。

このような企業の政治献金を開示する理論的根拠として、本稿では、Lucian A. Bebchuck 教授と Robert J. Jackson, Jr 教授の見解を検討した。両教授は、企業の政治献金について、①経営者と投資家との間に一種の利益相反関係が生じること、②企業（または経営者）の政治的・党派的嗜好（political preference）に関する表出機能があることを指摘し、連邦証券諸法によって情報開示させるべきであると主張している。本稿では、アメリカにおいて、機関投資家による株主提案権が行使されており、上場企業が自発的に情報開示を進めている現状で、連邦証券諸法で情報開示を義務付けることには懐疑的であると述べた。また、両教授の主張は、上場企業と投資家との関係から理論構成されたものであり、非上場企業に対しては理論的に明らかではないことを指摘した。

以上

（掲載誌：林孝宗「アメリカ法における上場企業の政治献金に関する情報開示規制」法と経営研究3号（2020年）93頁）

- （注）1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。